

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 6 年 7 月 8 日（諮問第 186 号）

答申日：令和 7 年 5 月 26 日（答申第 186 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、一部を不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和 6 年 2 月 26 日付け北九建都計都第 1271 号の行政文書一部開示決定により開示された文書について、全ての文書が開示されていない。全部開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 開示された文書について、全ての文書が開示されていない。
- (2) 「北九州市立地適正化計画（改訂素案）」及び「都市計画原案」の公聴会は、何れも北九州市自治基本条例（平成 22 年北九州市条例第 30 号）第 23 条の規定に基づいて実施されている。

しかし、令和 5 年 8 月 22 日に開催された「北九州市立地適正化計画（改訂素案）」についての公聴会に関する市議会建設建築委員会報告及び都市計画審議会諮問議題と同様の文書が開示されていない。

当該建設建築委員会は令和 5 年 11 月 9 日に、当該都市計画審議会は令和 5 年 11 月 27 日に開催されている。

- (3) 上司への報告事蹟が開示されていない。
- (4) 都市計画案の作成に当たっての当該公述意見の取入れ又は反映結果の事蹟が開示されていない。公述意見に対する市の考え方が開示されていない。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 6 年 2 月 9 日付けで、審査請求人より北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基

づき、本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年 2 月 26 日付け北九建都計都第 1271 号で一部開示決定を行ったところ、これを不服として同年 4 月 30 日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

北九州市長（以下「処分庁」という。）が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、令和 6 年 2 月 9 日付けで条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、処分庁に対して、次の行政文書の開示請求を行った。

『「区域区分の見直しにかかる都市計画原案」の作成に当って実施された令和 5 年 10 月 10 日の公聴会で出された公述人意見に関する令和 6 年 2 月 9 日現在までの事蹟（決定、報告、供覧等）（公聴会開催記録書を含む）』

- (2) 処分庁は、上記(1)で示す行政文書の開示請求について、令和 6 年 2 月 26 日付けで、行政文書を一部開示する旨の決定を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、全ての文書が開示されていないと主張しているが、審査請求人が令和 6 年 2 月 9 日付けで行った開示請求については、令和 6 年 2 月 26 日付け一部開示決定において、開示した文書が全てである。

また、開示文書のうち、一部不開示とした事項は、条例第 7 条第 1 号及び第 2 号に該当するものである。

- (4) 北九州市立地適正化計画は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づき、市で作成している。同計画を改定する際には、同法に則った形で改定の手続きを行っている。

この立地適正化計画は、北九州市の基本的な計画であり、都市計画マスタープラン等と一緒にすることから、「北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱」に基づきパブリックコメント手続をする必要があるもので、同法に基づく公聴会と同要綱に基づくパブリックコメントを同時に行っている。

また、同要綱に沿った形で、パブリックコメントをした結果である「提出された意見の概要」、「提出された意見に対する実施機関の考え方」及び「市の対応方針」を一緒に載せて公表している。

- (5) これに対して、区域区分の変更については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき、都市計画変更手続きを進めている。

同法では、公聴会は都市計画案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会等を開催し、住民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとされ、本市でも公聴会を開き、いただいた意見を踏まえ、都市計画案を作成している。

また、立地適正化計画の改定の際に作っているような公聴会での意見に対する市の意見などの書類は、同法に基づいて行った公聴会については作成していない。

なお、市民意見に対する市の考え方を示したものは、都市計画案として作成したものそのものであると考えており、この市民意見についての対応内容は、この形で公表しているものと考えている。

- (6) 上司への報告事績が開示されていないとの審査請求人の主張については、今回開示している資料自体が公聴会の開催記録で、上司の報告するために作成しており、決裁も得ている。

- 3 以上のことから、本件処分は適法であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求の棄却を求めるものである。

第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和6年 7月 8日 諮問の受付
- ② 令和6年 8月28日 審議
- ③ 令和6年10月16日 審議
- ④ 令和6年12月24日 処分庁からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和7年 3月27日 審議
- ⑥ 令和7年 4月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の一部開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

- 1 原処分に係る法令等の定めについて

- (1) 条例第7条第1号（個人情報）について

条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定した上で、個人に関する情報であっても、ただし書アの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及

びただし書ウの「公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別される情報について不開示とすることを定めたものである。

(2) 条例第 7 条第 2 号（法人・企業情報）について

条例第 7 条第 2 号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定した上で、ただし書きにおいて「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、法人等の適正な事業活動を尊重し、正当な利益を保護する観点から、公にすることにより、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、不開示とすることを定めたものである。

2 本件開示請求について

本件開示請求に基づき、処分庁は本件対象文書について保有している全ての行政文書を開示するとの決定を行ったが、審査請求人はそれを不服とし、更に本件対象文書の開示を求めていることから、以下、検討する。

3 原処分の不開示部分の条例第 7 条該当性について

(1) 条例第 7 条第 1 号に該当するとして処分庁が一部不開示としたのは、「公聴会開催記録書」に記載された「個人の氏名、住所、地名、所有地番、所有地面積」である。これらの不開示情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。よって、条例第 7 条第 1 号に該当し、不開示が妥当である。

(2) 条例第 7 条第 2 号に該当するとして処分庁が一部不開示としたのは、「公聴会開催記録書」に記載された「法人等の名称、代表者名、住所、図面番号」である。これらの不開示情報は、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、その他正当な権利を害するおそれがあるものと認められる。よって、条例第 7 条第 2 号に該当し、不開示が妥当である。

4 北九州市立地適正化計画と同様の文書の開示について

当審査会が確認したところ、処分庁は、「北九州市立地適正化計画（改定素案）」

については、「北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱」に基づき、パブリックコメントの実施及び「提出された意見の概要」等の公表を行っているが、「区域区分の見直しにかかる都市計画原案」の作成については、市の基本的な計画の位置付けではないことから、同要綱に則した「提出された意見の概要」等の文書の作成をしていないとのことであった。

当該文書が存在すると判断するに足る事情も存しないことから、処分庁の主張は妥当と判断する。

5 上司への報告事績について

審査請求人の上司への報告事績が開示されていないとの主張に対し、処分庁は今回開示している資料は上司へ報告するために作成し、決裁も得ているとの説明であった。

当審査会が確認したところ、今回開示された文書の中に、件名が「北九州広域都市計画 区域区分、用途地域の変更（市街化区域への編入）に係る公聴会の開催記録の作成及び保管について」と記載された決裁文書があり、その内容は公聴会の開催記録書、公聴会における公述要旨等が記載されたものであった。当該決裁文書は上司への報告事績であると認められることから、処分庁の主張は妥当と判断する。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

7 まとめ

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は見受けられず、本審査請求にはその理由がないため、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	仲 野 宏 子
委員	中 村 智 美